

環境影響評価の流れと主務省令の位置付け <資料1>

(赤字: 法改正に伴う新たな手続等)

環境影響評価の手続

【配慮書】

計画段階配慮事項の検討

配慮書手続における意見聴取

第1種事業(大規模)

第2種事業(準ずる規模)

全て
アセス
対象

対象事業となるか
否かの判定
(スクリーニング)

【方法書】
評価項目・手法の選定(スコーピング)

事業者による環境アセスの実施

調査

予測

評価

環境保全措置
の検討

【準備書】 → 補正 → 【評価書】

許認可等・事業の実施

【報告書】
環境保全措置等の結果の報告・公表

主務省令

(法対象事業ごとに、環境影響評価を行う際の具体的な内容に関する基準や指針を規定)

計画段階配慮事項等
選定指針

計画段階意見
聴取指針

第2種事業の
判定基準

環境影響評価項目等
選定指針

環境保全措置指針

報告書作成指針